

治安維持法（大正14年法律第46号）／昭和3年6月29日施行

昭和3年6月29日（治安維持法中改正の件施行日）時点の治安維持法の法文である。

朕帝國議會の協賛を経たる治安維持法を裁可し茲に之を公布せしむ

御名御璽

攝政名

大正十四年四月二十一日

内閣總理大臣子爵 加藤 高明

内 務 大 臣 若槻禮次郎

司 法 大 臣 小川 平吉

法律第四十六號

第一條 國體を變革することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は死刑又は無期若は五年以上の禁錮に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は二年以上の有期の懲役又は禁錮に處す

私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したる者、結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は十年以下の懲役又は禁錮に處す

前二項の未遂罪は之を罰す

第二條 前條第一項又は第二項の目的を以て其の目的たる事項の實行に関し協議を爲したる者は七年以下の懲役又は禁錮に處す

第三條 第一條第一項又は第二項の目的を以て其の目的たる事項の實行を煽動したる者は七年以下の懲役又は禁錮に處す

第四條 第一條第一項又は第二項の目的を以て騷擾、暴行其の他生命、身體又は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したる者は十年以下の懲役又は禁錮に處す

第五條 第一條第一項第二項又は前三條の罪を犯さしむることを目的として金品其の他の財産上の利益を供与し又は其の申込若は約束を爲したる者は五年以下の懲役又は禁錮に處す情を知りて供与を受け又は其の要求若は約束を爲したる者亦同し

第六條 前五條の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除す

第七條 本法は何人を問はず本法施行區域外に於て罪を犯したる者に亦之を適用す

附則

大正十二年勅令第四百三号は之を廃止す